

# 平取町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

2018年度～2020年度



2018年4月

平取町

## 目次

### 第1章 計画の基本的事項

1	計画策定の背景	1
2	計画期間	2
3	対象範囲	2
4	対象となる温室効果ガス	2

### 第2章 温室効果ガス排出量の目標

1	方針	3
2	目標	4

### 第3章 取組内容

1	職員共通の取組	5
2	庁舎・施設管理等での取組	5
3	事務局の取組	8

### 第4章 計画の進行管理

1	推進体制	9
2	進行管理の仕組み	9

## 第1章 計画の基本的事項

### 1 計画策定の背景

地球温暖化は、人間の活動が活発になるにつれて大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加、蓄積し、これに伴い太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部が温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、氷河などの融解による海面水位の上昇、豪曇や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響、農業生産や水資源への影響、マラリアなど熱帯性の感染症の発生が増加するなど、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されており、世界全体で共通する環境問題です。

このような中、2015年（平成27年）にフランスのパリにて開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、産業革命前からの世界の平均気温の上昇を2℃以内に抑制し、1.5℃以内に抑えるよう努力することを長期目標とした「パリ協定」が採択され、2016年（平成28年）11月に発効しました。この協定では、温室効果ガス主要排出国のみならず、すべての国が自国の削減目標を5年ごとに見直し、引き上げることによって2℃目標を目指すよう各国に義務付けています。

我が国においては、パリ協定の採択を受け、2015年（平成27年）に「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、2030年（平成42年）における温室効果ガスの排出量を2013年度（平成25年度）比26%削減することを中期目標とした「地球温暖化対策計画」が2016年（平成28年）5月に閣議決定されました。

この間、本町では2005年4月から2014年12月までISO14001環境マネジメントシステムに取り組み、重油・灯油で3.1%の削減を実現しています。

また、2015年7月には、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸に環境にやさしく災害に強いまち・村づくりを目指す地域として、国から「平取町バイオマス産業都市構想」が選定されています。

こうした背景から平取町では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化、エネルギー使用機器の計画的更新、再生可能エネルギーの導入などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「平取町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「平取町実行計画」という。）を策定し、取組を推進していきます。

#### 地球温暖化対策の推進に関する法律 第20条の3第1項(抜粋)

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

## 2 計画期間

平成 30(2018)年度から平成 32(2020)年度の 3 年間を計画期間とします。本計画の基準年度は、平成 25(2013)年度とします。

なお、今後の更新時には、5 年間を計画期間として、PDCA を実施のうえ改定します。

## 3 対象範囲

「平取町実行計画」の対象範囲は、以下に示す町役場の全事業拠点 90 施設の事務及び事業とします。

施設区分	主な対象施設名	件数
本庁舎等	役場庁舎、振内支所	2
コミュニティ	ふれあいセンターびらとり 振内町民センター 各地区の生活館/等	23
社会福祉	老人福祉寮 やすらぎ へき地保育所 2件	3
社会教育	中央公民館 町民水泳プール 3件 カーリング場 二風谷アイヌ文化博物館	6
観光	振内総合案内施設 義経資料館 鉄道記念館 とよぬか山荘	4
体育館	貫気別町民センター(貫気別支所分含む) 振内青少年会館 町民体育館	3
学校教育	平取小学校 平取中学校/他	16
衛生処理	公衆便所 7件 生活雑排水処理施設 18件	25
病院	平取国保病院	1
その他	職員独身寮 平取町斎場 家畜市場 アイヌ文化情報センター/他	7
	合計	90

## 4 対象となる温室効果ガス

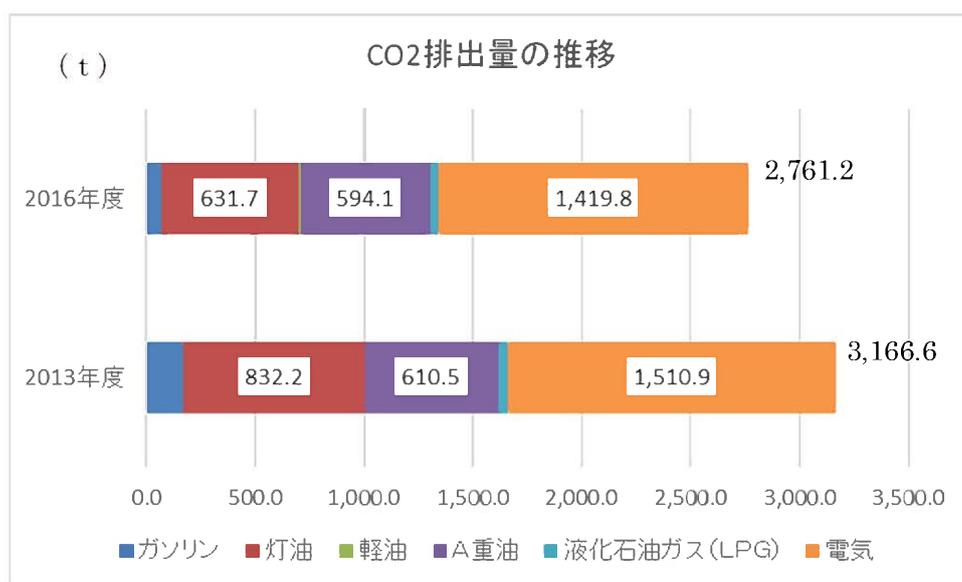
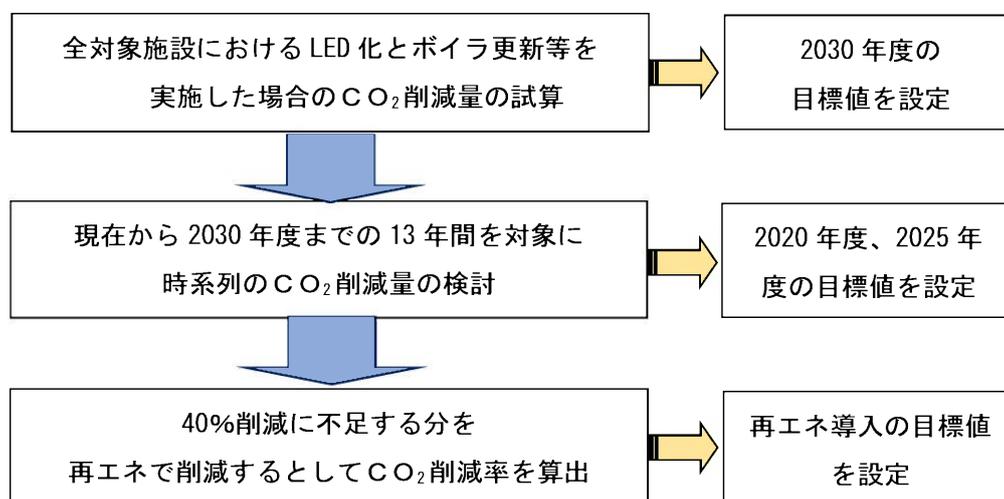
地球温暖化対策推進法の対象とする 7 つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) として取組を推進していきます。

## 第2章 温室効果ガス排出量の目標

### 1 方針

削減目標は、長期 2030 年度、中期 2025 年度、短期 2020 年度の 3 期について設定します。目標値設定の方針は、第一に長期目標である 2030 年度のCO<sub>2</sub>削減量の試算として、照明の LED 化とそれに伴う変圧器の更新、ボイラーの高効率化、小中学校への EMS の導入を対象施設に段階的に実施した場合を想定しました。また、自動車の燃料であるガソリン及び軽油は、HV や EV への入れ替えを想定し、現状の 50%減を目指します。灯油・LPG については、運用面での改善を前提に、現状の 10%減を目指すこととしました。

次に、以上の省エネ対策でどこまで削減できるかを算出し、2030 年度における国の削減目標率 40%に不足する分は、再生可能エネルギーで対応を図ることとしました。



## 2 目標

以上の方針から、短中長期（長期 2030 年度、中期 2025 年度、短期 2020 年度）におけるCO<sub>2</sub>削減率及び排出量の目標値を設定しました。

2030 年度の省エネ対策による目標削減率は、36.9%となることから、再生可能エネルギーによる目標削減率は、3.1%としました。

省エネ対策と再生可能エネルギーの導入により、平取町は、2030 年度までにCO<sub>2</sub>排出量を 40%削減します。

これまでのCO<sub>2</sub>削減量と2030年度までの目標値（省エネ対策）

エネルギー種別	CO <sub>2</sub> 排出量(kg)		CO <sub>2</sub> 削減量(kg)の目標					
	2013年度	2016年度	2020年度		2025年度		2030年度	
削減率or目標	基準年度	12.8%	24.1%		30.1%		36.9%	
			対2016年度の削減率(%)	削減量	対2016年度の削減率(%)	削減量	対2016年度の削減率(%)	削減量
ガソリン	168,346	70,974	15	10,646	30	21,292	50	35,487
灯油	832,195	631,725	3	18,952	6	37,904	10	63,173
軽油	3,061	4,290	15	644	30	1,287	50	2,145
A重油	610,490	594,100	7	42,600	10	59,410	15	89,115
液化石油ガス(LPG)	41,656	40,402	3	1,212	6	2,424	10	4,040
電気	1,510,852	1,419,769	20	282,700	30	425,931	40	567,908
合計	3,166,601	2,761,260		356,753		548,248		761,867

目標達成に向けたPDCAサイクルを運用する上で、施設区分ごとに目標とするCO<sub>2</sub>削減量も明確化できることが望ましいことから、2030 年度におけるCO<sub>2</sub>削減量を施設区分ごとに設定しました。

施設区分ごとのCO<sub>2</sub>削減量の削減率と削減目標

施設区分	エネルギー使用量(2016年度)				CO <sub>2</sub> 排出量(t)					省エネ対策	
	電気(kWh)	LPG(m <sup>3</sup> )	灯油(L)	A重油(L)	電気	LPG	灯油	A重油	合計	削減率	削減量(t)
本庁舎等	89,119	121	18,694	0	57	0.7	47	0	104	25.0%	26.1
コミュニティ施設	513,849	456	30,840	52,000	329	2.7	77	141	550	35.0%	192.4
社会福祉	18,653	79	6,298	0	12	0.5	16	0	28	22.0%	6.1
社会教育	228,410	77	27,710	0	144	0.5	69	0	214	40.0%	85.5
観光	31,412	0	1,833	0	20	0	5	0	24	22.0%	5.4
体育館	47,412	27	20,108	14,000	30	0.2	50	38	119	70.0%	83.0
学校教育	631,166	5,581	117,434	79,255	405	33.3	292	215	945	22.0%	207.9
衛生処理	417,969	0	0	0	264	0	0	0	264	22.0%	58.1
その他	59,538	78	23,832	0	38	0.5	59	0	97	22.0%	21.4
病院	191,478	351.1	7,008	74,000	121	2.1	17	201	341	22.0%	75.0
計	2,229,006	6,769	253,758	219,255	1,420	40	632	594	2,686	3	761

## 第3章 取組内容

### 1 職員共通の取組

2020年度を目標とする短期計画は、職員ひとり一人の環境配慮意識の向上が重要であることから、以下に示す取組を励行します。

#### 【日常業務に関する取組】

項目	取組内容
空調	・ 空調設定温度・湿度の適正化
	・ 使用されていない部屋の空調停止
	・ 換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化
給排水・給湯	・ 冬季以外の給湯供給期間の短縮
照明	・ 照明を利用していない場所におけるこまめな消灯
	・ 照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯
昇降機	・ 利用の少ない時間帯における一部停止
事務機器	・ 使用しない時間帯における電源の遮断
公用車	・ エコドライブの推進

参考:環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

#### 【省資源の推進】

項目	取組内容
用紙類	・ 両面コピー、裏面利用の徹底
	・ 資料の共有化や簡略化
	・ 庁内情報システムの有効利用
廃棄物 リサイクル	・ 職場のごみ箱の撤去。不用意なゴミの削減
	・ 排出ゴミの分別促進、資源化促進
	・ 割り箸・紙コップ使用自粛（マイカップ等利用促進）
	・ 封筒、ファイルなどの再利用促進
	・ プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクル推進
物品購入	・ グリーン購入の推進

参考:環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

### 2 庁舎・施設管理等での取組

庁舎や施設の設備機器の更新の際に、温室効果ガス排出量の少ない設備機器に買い替えることが最も大きな効果を発揮しますが、それだけでなく、当該設備機器の運用改善、運転制御や補修・改修工事の際の工夫でも、大きな効果を得ることができます。

このため、庁舎・施設管理職員等は以下の取組を推進します。

【庁舎等の保守・管理に関する取組】

項目	取組内容
熱源	・ 密閉式冷却塔熱交換器のスケール除去
	・ 冷却塔充てん剤の清掃
	・ 冷却水の適正な水質管理
空調	・ 温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃
照明	・ 照明器具の定期的な保守及び点検

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【庁舎等の設備・機器の運用改善に関する取組】

項目	取組内容
熱源	・ 冷温水出口温度の適正化
	・ 熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化
	・ 冷温水ポンプの冷温水流量の適正化
	・ 蓄熱システムの運転スケジュールの適正化
	・ 熱源機の運転圧力の適正化
	・ 熱源機の停止時間の電源遮断
	・ 熱源機のブロー量の適正化
	・ 燃焼設備の空気比の適正化
空調	・ ウォーミングアップ時の外気取入停止
	・ 空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化
	・ 冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止
給排水・給湯	・ 給排水ポンプの流量・圧力の適正化
	・ 給湯温度・循環水量の適正化
受変電	・ コンデンサーのこまめな投入及び遮断（力率改善）
	・ 変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止
その他	・ 庁舎の新築や増改築、設備機器の補修改修時には、再生可能エネルギーの導入についても検討する。

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【庁舎等の設備・機器の導入、更新に関する取組】

項目	取組内容
熱源	・ エネルギー消費効率の高い熱源機への更新
	・ 経年劣化等により効率が低下したポンプの更新
	・ ヒートポンプシステムの導入
	・ ポンプ台数制御システムの導入
	・ ポンプの変流量制御システムの導入
	・ 熱源機の台数制御システムの導入
	・ 大温度差送風・送水システムの導入
空調	・ 配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化
	・ 空調対象範囲の細分化
	・ 可変風量制御方式の導入
	・ ファンへの省エネベルトの導入
	・ エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新
	・ 全熱交換器の導入
受変電	・ スケジュール運転・断続運転制御システムの導入
	・ エネルギー損失の少ない変圧器への更新
照明	・ デマンド制御の導入（ピーク電力の削減）
	・ 照明対象範囲の細分化
	・ 初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新
	・ 人感センサーの導入
	・ 高効率ランプへの更新
昇降機	・ LED照明への更新
	・ インバータ制御システムの導入
建物	・ 人感センサーの導入
	・ 高断熱ガラス・二重サッシの導入

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【再生可能エネルギーに関する取組】

項目	取組内容
再生可能エネルギーの導入	・ 木質バイオマスの導入
	・ 太陽光の導入
	・ 小型水力の導入

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

### 3 事務局の取組

平取町地球温暖化対策等推進本部事務局は、関係各所の取組実態の報告を受けながら、温室効果ガスの削減に資する次の取組みも検討していきます。

#### ① 職員等の意識啓発活動の推進

平取町全体全庁的に温室効果ガス削減の推進を定着化させるには、継続的な意識啓発が欠かせません。

このため、平取町地球温暖化対策等推進本部事務局は、職員意識の啓発と、関係団体等への協力要請を以下のとおり推進します。

<職員意識の啓発>

- ・COOL CHOICEによる省エネ・低炭素型の製品等に関する定期的な講習会の実施

- ・事務局である総務課による全庁エネパトロールなど

<関係団体への協力要請>

- ・施設管理受託者・指定管理者についても、職員と同様に、責任者を対象にCOOL CHOICE講習会への参加を要請

#### ② 活動実績のとりまとめと公表

平取町地球温暖化対策等推進本部事務局は、各課等の所管施設等でのエネルギー使用量やその他の取組結果等を毎年度とりまとめ、町長に報告します。

また、平取町地球温暖化対策等推進本部事務局は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、措置及び施策の実施状況について、住民に分り易い形で公表します。

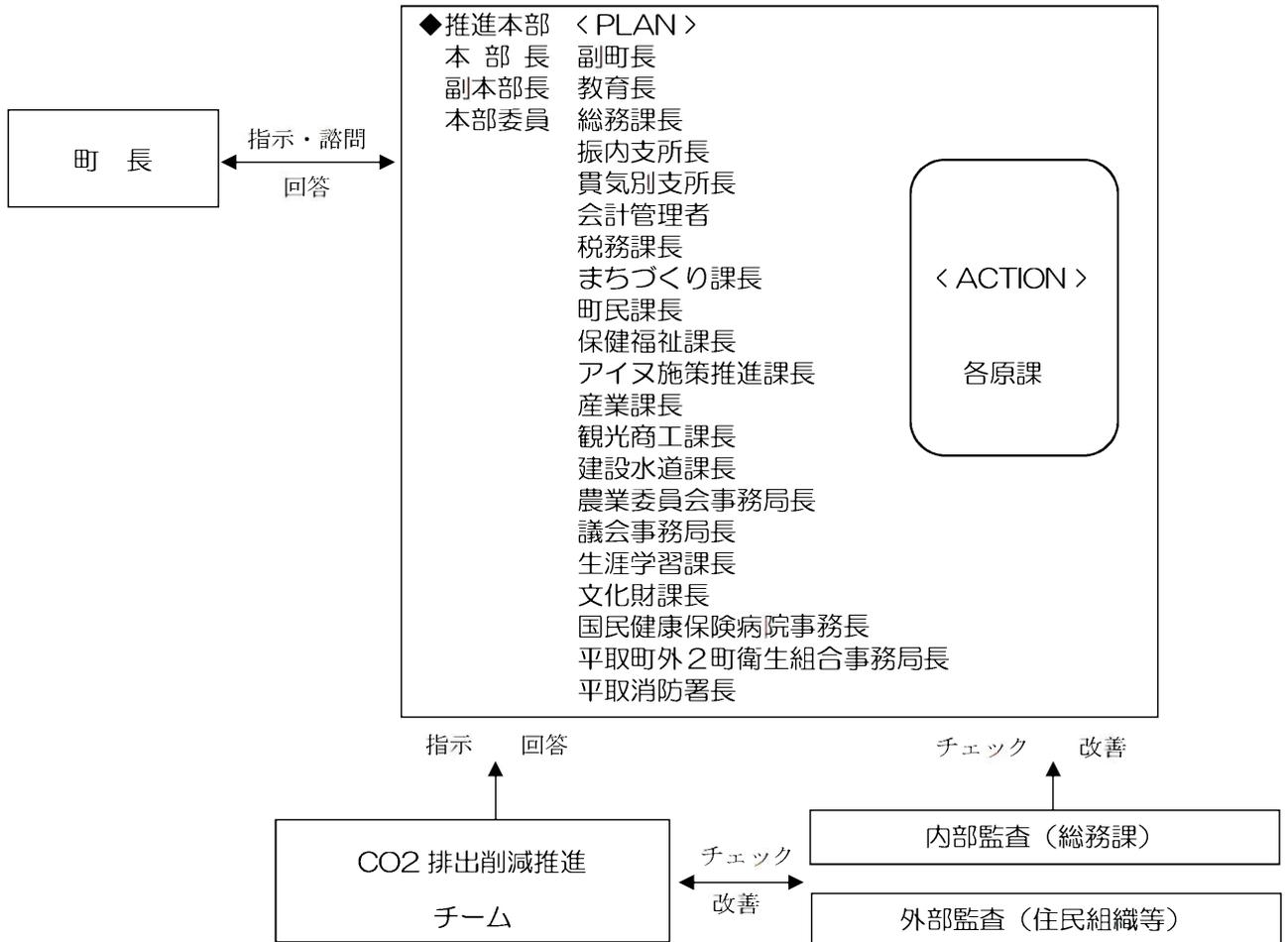
## 第4章 計画の進行管理

### 1 推進体制

「平取町実行計画」は、以下の体制で実施します。

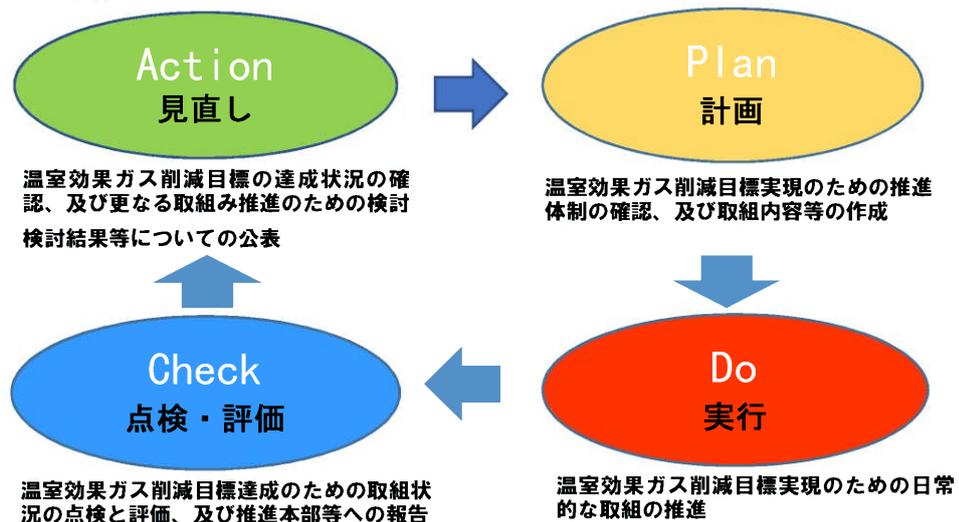
町長のトップマネジメントにより、主な対象施設ごとに定量的な削減目標を設定し、半期ごとにPDCAを実施するCO<sub>2</sub>排出削減推進チームを立ち上げます。

また、内部監査体制の強化に加え、住民等の外部の監査も加え、2030年度における日本の目標等と比べ遜色ない温室効果ガス排出削減目標の達成を目指します。



### 2 進行管理の仕組み

「平取町実行計画」のPDCAによる進行管理の仕組みは、以下のとおりです。



第1期

2018年度（平成30年度）～2020年度（平成32年度）

平取町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

平成30年4月

発行：平取町まちづくり課地域戦略係

〒055-0192

北海道沙流郡平取町本町28番地

電 話 01457-2-2221（代表）

F A X 01457-2-2277

Eメール [kikaku2007@town.biratori.hokkaido.jp](mailto:kikaku2007@town.biratori.hokkaido.jp)